

ブロック塀等の撤去費用を補助します

市では、地震の際にブロック塀等が倒壊することによって、被害や避難時等の通行の妨げとなることを防止するため、その撤去にかかる費用の一部を補助します。

対象となるブロック塀等 (以下のすべてに該当するもの)

- ・道路、学校、公園等に面するもの
- ・敷地面からの高さが60cm以上のもの
- ・長さが2m以上のもの
- ・安全対策が必要と確認されたもの（裏面）
- ・道路等との境界からブロック塀等までの距離が、ブロック塀等の高さより短いもの

【ブロック塀等】

補強コンクリートブロック造、石造、レンガ造等の組積造による塀や門柱

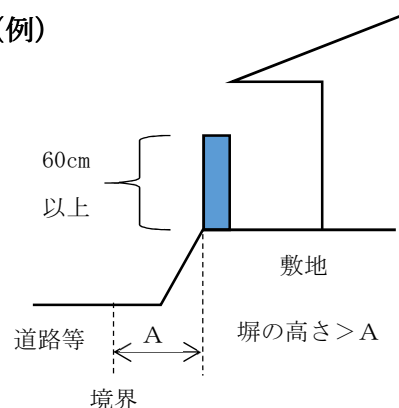
【道路】

建築基準法第42条に規定する道路及び不特定の者が通行する道路

【学校、公園等】

市内の学校、市が管理する公園や公共施設やその敷地

(例)



対象者

ブロック塀等を所有する個人で市税の滞納がない方

※1敷地当たり補助が受けられるのは1回限りです。

対象工事

ブロック塀等を 全て撤去 または敷地面からの高さを 60cm未満 にする工事

補助金額

下記①～③のうち、いずれか低い額（千円未満切捨）

- ①撤去するブロック塀等の長さ1m当たり2万円を乗じた額の半分
- ②撤去工事見積額（税抜額）の半分
- ③20万円

(例) 延長5mのブロック塀を撤去する場合

① $5\text{m} \times 2\text{万円} \times 1/2 = 5\text{万円}$

② 税抜見積額 $15\text{万円} \times 1/2 = 7\text{万5千円}$

③ 補助限度額 **20万円** 補助金額は、最も低い5万円となります。

※工事後、実際かかった費用の半分が一番低かった場合はその額。

ブロック塀等の安全対策が必要かどうかの確認項目

確認項目	補強コンクリートブロック塀の場合	レンガ造、石造等の組積造による塀の場合
塀の高さ	☐ 地盤から 2.2 m 以下である	☐ 地盤から 1.2 m 以下である
塀の厚さ	☐ 10 cm 以上である 【塀の高さが 2 m を超える場合】 15 cm 以上である	☐ 塀の高さの 10 分の 1 以上である
控え壁	☐ 【塀の高さが 1.2 m を超える場合のみ】 塀の長さが 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 5 分の 1 以上突出した控え壁がある	☐ 塀の長さが 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁がある
基礎	☐ 基礎がある	☐ 基礎がある
塀の健全性	☐ 塀に傾きやひび割れがない	☐ 塀に傾きやひび割れがない
上記の項目全てが基準を満たす場合のみ、以下の項目を確認		
鉄筋・基礎の根入れ深さ	☐ 以下の項目を確認できる図面がある	☐ 以下の項目を確認できる図面がある
	図面がある場合のみ、以下の項目を確認	
	☐ 塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋が縦横とも 80 cm 間隔以下で配筋されており、縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けがされている	
	☐ 【塀の高さが 1.2 m を超える場合のみ】 基礎の根入れ深さが 30 cm 以上である	
		☐ 基礎の根入れ深さが 20 cm 以上である

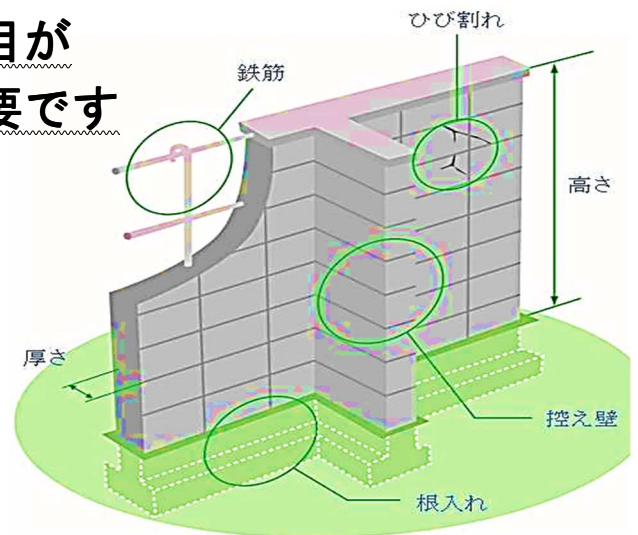
※上記は、建築基準法施行令に基づく確認項目です。

上記のうち 1 つでも不適合な項目があれば安全対策が必要です

工事を行う前に申請が必要です

【申請に必要なもの】

- ・印鑑
- ・撤去工事費用の見積書の写し
- ・実施場所の位置図
- ・ブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲が確認できるもの
- ・安全確認結果（この用紙で可）
- ・施工前の写真（全体及び安全対策が必要である部分が確認できるもの）



交付決定を受けてから工事を行っていただきます

受付

建設部都市住宅課（67-1814）または振興事務所振興課
 ※建設部は郡上総合庁舎（八幡町初音）にあります。
 ※今年度の予定件数が終了次第、受け付けを締め切ります。